作、

具体的には共産主義やナチズムといった全体主義を糾弾した『隷従への道(Road to Serfdom)』(一九四四年)にお 般的に抱かれているハイエク思想の印象は、社会主義計算論争を経て自生的秩序論へとシフトした時期における著

法における「経済」、経済における「法」(1)

――ハイエク社会哲学再訪―

楠

茂樹

Hayek II と Hayek III の境は、一九六○年の『自由の法(Constitution of Liberty)』にあるとする。それはハイエクが てハイエクが景気循環理論等それまでの経済現象に対する均衡という視点からの理論分析への関心から、非均衡という ドウェル(Bruce Caldwell)が一九八八年に History of Political Economy 誌上で提起し、開始された有名な「転換」論争 済的問題から出発しつつ、法や政治の問題へと社会哲学のウェイトをシフトするきっかけとなった著作である。 換点を境に三つに分類し、各々「Hayek I」「Hayek II」「Hayek III」と呼んでいる。Hayek I と Hayek II の境は、コール (ないし「均衡への接近」という)視点からの自生的秩序の描写の関心、 (the Hayek's transformation debate)にいら転換、すなわち社会主義計算論争(the socialist calculation debate)を通じ フリ ートウッド (Steve Fleetwood)は、ハイエク(Friedrich August von Hayek)の思想をその展開における大きな転 へと移り変わったところにある。そして、

けるハイエク思想である。これはとりわけ英国ではサッチャー政権

る<u>î</u>4 らは科学哲学者として扱われる)。これらの分野は個々独立に存在するものではなく、 扱われ、 る評論家は、 着するようになったのではないか。いずれにしても、 目され、 ドの分類における Hayek II である。ちょうど英米で保守党、 文集(『個人主義と経済秩序(Individualism and Economic Order)』)の形でまとめられている)。すなわちフリー(ミュ) では昨今の規制緩和、 や東欧諸国の経済、 の転換問題にいら転換後のそれである。一般的に抱かれているハイエク思想の理論面は、 (The Use of Knowledge in Society)」(一九四五年)、「競争の意味 しかし、 企業と競争的秩序(«Free» Enterprise and Competitive Order)」(一九四七年)などで展開されている知識論、 そして自生的秩序論といった経済面におけるハイエク思想ということになろう(これらの文献は、 ハイエク思想に対する最も適切な表現は「総合社会哲学」ということとなろう。その中核にあるのがハイエク思想 その 法学者からは法学者として扱われ、 ハイエク思想のオリジナリティーはその総合性と体系性にある。ハイエクは経済学者からは経済学者として いずれも Hayek II にいうハイエク思想を前提に擁護したり、 理論面 政治体制が崩壊し、その衝撃が大きかったことから、『隷従への道』執筆者としてのハイエクが を説く『個人主義と経済秩序』を中心とした Hayek II が、ハイエク思想の「イメージ」として定 改革路線を支持する人々に受け入れられているものである。その理論的根拠は、(®) 政治学者からは政治学者として扱われる(さらに言えば、 ハイエクを好んで擁護する評論家、 共和党政権が規制緩和、 (The Meaning of Competition)」(一九四六年)、 批判したりしていることが多い。 撤廃路線を進める中 各々相互に関連するものであ 逆にハイエクを好んで批判す 「社会における知識 科学哲学学者か 一九四八年の論 コールド ソ ビエ - ト ウッ O) ゥ 「自 競争 利 注 ኑ 用

で最も重要な概念である、

「自生的秩序」なのである。(55)

(662)

ある。 て考察を進めていくこととする。そしてその考察から導かれる具体的問題 への示唆を試みる予定である。 福 一法学徒として研究に従事する立場から生じる関心として、ハイエクの経済思想と法思想との交錯に焦点を当て 応用 σ 第 鲎 の への足がかりを作ること、これが本稿の第二の課題である。 課 題は、 フリートウッドの分類でいう Hayek II と Hayek III との相関を再確認することである。 詰まり、本稿はハイエク思想それ自体の研究であるとともに、 (実定法上のそれに加えて、 その応用の研究でも 政策面でのそ その中

言え、 野ないし具体的な政策面 何らかの言及があるとしても、 和文では嶋津格の『自生的秩序』(一九八五)、江頭進の『F.A.ハイエクの経済学』(一九九九)がそれである。とはリー(Norman P. Barry)の『ハイエクの社会哲学(The Social Philosophy of F. A. Hayek)』(一九七九)がそれであり、これまでハイエクの経済思想と法思想の両者を同一の書で扱う優れた文献はいくつか存在した。例えば、欧文ではご 経済思想と法思想の交錯にのみ特化して考察することはこれまでなされてこなかった営みであり、 への示唆を目指すことで、 両者の位置付けをよりクリアにするという意義があろうし、 議論 の新規性を付け加 が えた い¹⁹。 思想面の考察から実定法分 上記の文献で とは

する。 以下、 次章では、 ハイエクがルールへの関心を深め、 展開する軌跡をその著作からの引用を交えつつ描写することと

済社会におけるルール 第三章では、 ハイエク思想における「法」 の 間 題を考察する基礎的考え方を模索する。 と「経済₂₀ の交錯をまとめつつ、 部批判的にその思想を消化し、

第四章では、 具体的 には、 現代経済社会におけるイ 企業の社会的責任、 競争政策等を取り上げる。 シューを採り上げ、 前章までに描写したハイエク思想及び考え方からの 示唆を

そして最後に結語を示す。

なお、本稿では「Hayek I」「II」「III」とフリートウッドの分類表現を用いたが、筆者はハイエクの思想展開をフリ

トウッドのようにその方法論的特徴(具体的には、超越論的実在論(transcendental realism)の受容による「II」から 「III」への変容)から論を進めようと考えている訳ではないことをここで確認しておく(その点についての筆者のフ(2)

リートウッドへのコミットメントは存在しない)。あくまでも「I」「II」「III」という表現の利用は便宜的なものであ

表現は用いないこととする。 以下では、 特に必要のない限り(特に必要な場合とは、フリートウッドの著作を参照する場合)、このような分類

注

<u>1</u> 本稿においてハイエクの文献を引用、 参照する際、 以下の略記を用いることとする。

RS...The Road To Serfdom (1944)

SO...The Sensory Order (1952)

CRS...Counter-Revolution of Science (1952)

NS...New Studies in Philosophy, Politics and Economics (1978) SPPE...Studies in Philosophy, Politics and Economics (1967)

IEO...Individualism and Economic Order (1949)

嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序(全集3)』(一九九〇)

CL...Constitution of Liberty (1960)

気質健三・古賀勝次郎訳『自由の条件I:自由の価値(全集5)』(一九八六)(CL (1)と略記

同訳『自由の条件Ⅱ:自由の法(全集6)』(一九八七)(CL (2) と略記)

『自由の条件Ⅲ:福祉国家における自由(全集7)』(一九八七)(CL (3)と略記

LLL (1)...Law, Legislation and Liberty vol. 1 (1973)

286

(664)

矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由Ⅰ:ルールと秩序(全集8)』(一九八七)

LLL (2)...Law, Legislation and Liberty vol. 2 (1976)

篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ:社会正義の幻想(全集9)』(一九八七)

LLL (3)...Law, Legislation and Liberty vol. 3 (1979)

渡部茂訳『法と立法と自由Ⅲ:自由人の政治的秩序(全集10)』(一九八六)

- 2 'ハイエクのポリティカル・エコノミー』(二〇〇六)).以下、引用・参照は邦訳の該当箇所を指す。 Steve Fleetwood, Hayek's Political Economy (1995)(邦訳:スティーブ・フリートウッド(佐々木憲介=西部忠= 上記の文献で邦訳を掲げたものは特に断らない限り、引用・参照は邦訳の該当箇所を示すものとする 原伸子訳
- (\text{\tinx}\text{\tinx}\text{\tinx}\text{\tinx}\tinx{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinx}\tinx{\text{\tinx{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinx{\tinx{\tinx{\tinx{\tinx{\tinx{\tinx{\text{\text{\text{\text{\tinx{\tinx{\tinx{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tinx{\tinx{\text{\tinx{\tinx{\text{\tinx{\text{\text{\text{\text{\tinx{

 $\widehat{4}$ 算(3)——競争的「解決」(Socialist Calculation III: The Competitive «Solution»)」がある(全て IEO に収録されている。元 History of the Problem)」「社会主義計算(2)――論争の状況(Socialist Calculation II: The State of the Debate)」「社会主義計 のサイテーションについては同著参照)。紹介及び分析として、例えば、尾近裕幸「社会主義経済計算論争の意義(上)・ 関連するハイエクの著作として、「社会主義計算(1)——問題の性質と歴史(Socialist Calculation I: The Nature and

(下)──『実質的合理性』から『手続き上の合理性』へ」経済セミナー四四○号三○頁、 四四一号一〇四頁(一九九一)、

西部忠『市場像の系譜学』(一九九六)等参照。

(5) CL

(6) フリートウッド・前掲注(2)六頁。

(7) K

8 生』(一九九五)). |録『サッチャー私の半生』がある。See Margaret Thatcher, The Path to Power (1995)(邦訳:石塚雅彦訳『サッチャー私 文献の紹介はここでは省略する。よく引用される著作として、 マーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 自身の П

- 9 Friedrich August von Hayek, The Use of Knowledge in Society, 35-4 AER 519 (1945) (reprinted in IEO)
- 10 The Meaning of Competition, The Stafford Little Lecture by Friedrich August von Hayek (1946) (reprinted in IEO)

«Free» Enterprise and Competitive Order, "The Keynote Paper" served to open a discussion at a conference of the Mont Pèlerir

Society by Friedrich August von Hayek (1947) (reprinted in IEO)

- (12) EO.
- だからといって、筆者は、ハイエク社会哲学を分野ごとに個別に分断して、その一部を考察対象とする学問上の営みが無 See SPPE, at 91-92
- (15) 嶋津・後掲注(17)参照

益とは言わない。

- 16 済哲学』(一九八四)).以下、引用・参照は原文の該当箇所を指す。 N. P. Barry, The Social Philosophy of F. A. Hayek (1979) (邦訳:ノーマン・P・バリー (矢島鈞次訳) 『ハイエクの社会・経
- (17) 嶋津格『自生的秩序』(一九八五)。

江頭進『F・A・ハイエクの経済学』(一九九九)。

18

- 組むことを課題としていないので、同氏への言及は避けることとする。 で異彩を放つ程度である。その著作として、例えば、阪本昌一『法の支配』(二〇〇六)等参照。本稿は公法学の課題に取り 実定法分野においてハイエクを研究対象とする研究者は少なくとも我が国ではほとんどいない。唯一、阪本昌一が公法学
- 葉を用いる。ただ、本稿冒頭部分においては未だ後者の概念を説明していないことから、前者の言葉を用いることとした。 ハイエクは自生的秩序としての市場秩序に対しては「経済」という言葉を用いず、「カタラクシー(catallaxy)」という言
- Reality(1997)((邦訳)八木紀一郎監訳『経済学と実在』(二〇〇三))参照 超越論的実在論については有名な Roy Bhaskar の著作(ここでは省略する)のほか、例えば、Tony Lawson, Economics and
- 22) フリートウッド前掲注(2)第六章以降参照。
- がある。本稿は、 エク競争論及びルール論の視点から」法学論叢一四七巻三号七一頁以下,一四九巻二号五九頁以下(二○○○~二○○一)等 て、例えば、楠茂樹「独禁法における「競争」の理解及び「競争」とルールの関係についての検討(一)~(二)・完:ハィ 筆者はこれまで、経済法学者としてハイエク、そしてオーストリア学派の社会哲学に関心を抱いてきた。その成果とし 経済法という限定された領域についての関心に止まらず、より広く「法と経済」一般についての関心から作

どのような関係にあるの

か。

経済学と法学の

タリ

アンの思想的拠り

·所であるハイエク経済思想、そしてハイエクをリ

)専門分化が進んだ現代では、

ハイエク経済思想とハイ

エク法思想を

研

しか

Ļ

ハ イ

エ

ク法思想を経済思

バタリアンから遠ざけるその法思想

る者も分化してしまい、

両者の関係が詰めて考えられることも困難になりつつある。

いては、やや古いところで、青山善充(他)「(座談会)基礎法学と実定法学」ジュリスト増刊三号五頁(一九七一)、 されれば、 成されている。 の解答を導こうとするきらいがあった。 例えば、伊藤滋夫「基礎法学と実定法学との協働 等を参照)。本稿は、 それはその通りかもしれない。これは法哲学と実定法学との間にも言えることなのかもしれない これまでの分析、 基礎法学と実体法学との中間に位置付けられるものであると理解願いたい。 検討では、 実定法学の世界(考える基礎) イエク、 そしてオーストリア学派の社会哲学からダイレクトに実定法上 -民事法研究者の視点から」 との共通了解を十分に得る作業を怠ってきたと指摘 自由と正義五四巻六号一四頁(二〇〇 最近で の問

ハ イエクにおける第二の 「転換」 経済的問題 から法

1

ル

I

ル

の関

題

的 在である。 つが バ ば [、]理由は後者、すなわちハイエク法思想にある。 タリアン (libertarians) らばらな 自生的秩序たるカタラクシーの存在であり、 前 :者はハイエク経済思想の中核であり、 個 マ 人の 目 標 は、 たちの拠り所にされつつも、(⑷) どのようにして平和裡に達成されるか。 後者はハイエク法思想の中核を形成する。 もうひとつが「正しい行為の規則 ハ イ エク自身が急進的なリバ ハ イエクは、 二つの解答を用意している。 タリアン (the rules of just conduct) \(\) ハイエク思想が急進 には分類されない の ひと

抜きに理 解 しようとすれば消化不良は免れ ない (その逆も然りである)。 ハ ィ エ ク自 身は; 法の問題と経 済 の 間 題

ージにつき次のように語っている。

離され る時 同じくらい底が浅くなってしまった。 の 理 行為 に信用されていないし、 解 Ċ た学問分野 は法理解の必要条件である。 . の の 一秩序は、 み そのような抽・ その形成 に任されてしまい、 神話とすら受け取られてい 心に 貢献 象的秩序が行動 する しかし、 フ受け取られている。(メロン市場が自生的秩序を生み出したとする経済学者の 法律家によるこの関係 ル ールとは区別された事実的事象の状態であることがはっきり認識され ル・ この因果関係の説明という仕事は、 |・ ル・ 。 の・ 狙・ いになりうることが理解できる、・・・・・・ め 理 解 は 般的に、 近年、 経 済理 法の研 説明は したがって、 論 の学徒 おお 究から全く切 の法 かたの この関係 理

心は経 計算論争に至るハイエク 的 治 mics and Political Science) ようになったことについ 一秩序論 の 蕳 イ 題が 済現象の分析として完結することはなかった。 エ 一ク法 経済問題に密接に関連すると考えたからである。 の 理 論 ハイエク は法理 ク 一 てはほぼ争 |論として単独で成り立つものでは 「転換」 からシカゴ大学に移籍した後に法や政治 連の研究過程の中で、 問題は、 ,いはないことである。 (30) 現在においても未だ決着したとは言えない(28) ハイエ コールドウェ ない。 クは経済問題の本質を「市場の自生的秩序化作用」 主流派経済学とは異なり、 ハイ ルが提示した「経済現象に対する均衡分析 の研究に取り組んだのは ェ ク が _ 九 五〇年、 が、 ハイエ LSE景気循環 「変節」ではない。 クにとっての経 (London School of Econo-論研 究 から に見出 社会主 から自 済 法や政 上 の 関

市

場の自生的秩序化作用を経済問題の本質として考えるようになっ

た

ハイ

エ

ク

は

経済社会にお

ける

ル

1

ル

の

役割と

(668) 290

イ

合い」を指す、ということを否定する者はほとんどいないであろうし、

方についての問題意識を一九四○年代に既に持っていた。 機能そしてル ī ルの 市場秩序への影響についての研究を進めることになる。 ハイエクは 「契約の自 ハ イ 声 エ クは市場秩序に に関して次のように言う。 おけるル 1 ル のあり

競争市 :場が機能する仕方にとって重大な意味を持つのである。·財産の領域におけるのと同程度に、永続的な法律の枠組みの具体的内容、· すなわち市民法の諸規

ハ イ エ ク . の ル] ル 論 を理 解するためには、 その ル 1 ル 論の前提となった自生的秩序論 を理解してお かなければならな

競争、 自生的秩序 経済面におけるハイエク

2

い。

以下、

自生的秩序たる市場秩序理論、

すなわちカタラクシー

論についてのハイエクの思想を確認しておこう。

一競争 (competition)」という言葉が 「他人も同時に獲得しようとしているものを、 獲得しようと努力する行為=競 N的である。

エクもこのような意味での 「競争」を否定はしない。 しかし、 ハ イ エ クが自らの経済思想の鍵概念として考える競争

辞書的にはこのような理

解 が

般

概念はより限定されている。

1 分散化された知識と競争 ò

ひとびとによる競い合いはなぜに正当化されるのか。 言 い換えれば、 中 ・央当局による計画経済よりも、 競い合いを通

じた経済運営がなぜに優位に立 一つの か。 ハ イ エ クがこの問題を解くために置く**、** 誰も否定できない前提は 「知識が分散

している」ということである

れば 合理的 はならない状況についての知識 経済秩序の問 !題のもつ独特な性格は、 は 集中され、もしくは統合された形で存在することは決してな まさに次の事実によって決定される。 かつしばしば相互に矛盾する知識 すなわち我々が利用 の切れ切 しなけ ħ の いであ の 断

特定の誰 提供できるのは いるとするならば、 知識 ここでいう知識とは、 しかし、そのような想定は凡そ非現実的である。 片としてのみ存在するという事実がそれである。 り、むしろすべての個々別々の個人が持っている不完全で、 (情報といってもよい)を指す。 かがこれをすべて把握することなど到底不可能である。 誰 か どうなるか。 最も効率的な生産技術は誰が知っているのか、 人々のニーズ、 その場合、その特定の誰かにすべて計画を任せればよいということになる。 満足、 もし、これらの知識すべてを特定の誰か 製品 誰がどのようなニーズを有しているのか、 一の価格、 質 では、この分散化された知識はどのようにして有効利 生産技術といった、 といった知識は本来的に個々人に分散してい (例えば中央当局) およそ経済活動 特定の製品を最も安価に が集中して有して に関連するすべて

用されるの

か。

よく満たしてくれる取引相手を探そうと努力する。

それを可能にしてくれるのが利潤動機に導かれた

市場においてひとびとは自身のニーズを価格、

質の観

点からより

「競い合い」とい

市場においてひとびとは取引相

手

のニーズ

を見出し、

そのニーズを満たそうと努力する。また、

分散化された知識との関係で「競い合う」ということは何を意味するか。

イエクの競争概念の出発点はここにある。

う手続きである。

も安いかについての人々の見解を創り出す。 の市場と考えるときに前提としている、その統一性と整合性とを創り出す。 のことを知るようになるのは、 競争 は本来的に意見形成の過程である。 競争のおかげである。(33)(34)と創り出す。人々が様々な可能性や機会について、 競争は情報を普及させることによって、 競争は、 ある経済体制を我 事実彼らが知っているだけ 何が最も良くて、 何が最 が 単

の本質」と考える。 (35) (36) と比べて、自らの目標追求がより可能となる。 リットを享受し、 にする。「競い合い」は、 この手続きは、 また自らに足りない知識を補うことを可能にする。それにより、 誰がどのようなニーズを有しているのか、 分散化された知識を提示し合わせ、 ハイエクは、 このことを「知識の発見プロセス」と呼び、これを 誰がそのニーズをよりよく満たしてくれるのか、 その積み重ねの中、 個々人は、 個々人は、「競い合い」がない場合 自らの 持つ 知 識 を明らか によるメ

2 競争の調整機構としての市場 カタラクシー

との競い合いが何らかの形で調整されなければならない。これはどのようにしてなされるのか。 の 場としての市場はいかにして、 識の発見プロセス」としての「競争」は、 個人の目標追及に向けられた諸行為をまとめ上げるのか。(37) 分散化された知識の有効利用を確実ならしめるものではない。 言い換えれば、 競い合 ひとび

ここでハイ

エ

クが着目したのは価格機構である。

市場において形成された価格を通じて、

市場

参 加

者は

自ら

の行為

(671)293

(販売、 生産等)を決定することができる。 市場参加者が行為するためには、 自らの扱う製品やサービス の価格

原因を知る者が一部に限られていたとしても、 れることになるのである。 おける自発的な取引が可能になり、自発的な取引の前提となる「知識の発見プロセス」としての「競争」が押し進めら を知りさえすればよく、 商品の価格を変化させる原因 知識の有効利用というハイエクの設定した課題はこうして解決される。 市場はそのような知識を前提にした価格を形成する。 (資源の枯渇や代替品の発見等)を知る必要はない。 これにより市場に そのような

作用である。 なく自生的秩序の産物である。 この市場の調整作用は、 そこからはさまざまな経済的成果 特定の誰かの計画によって実現されるものではなく、市場が本来的に有する自生的な秩序化 ハイエクは自生的秩序としての市場秩序を「カタラクシー(catallaxy)」と呼ぶ。(※) (資源配分上の効率性や技術進歩等) が生じるが、それは設計の産物で

(3)「経済」から「法」へ――より正確には「経済の中の法」へ

会における望ましい結果すなわち知識の有効利用を実現するか。ハイエクの答えは明らひとびとの競争活動の集積によって自生的に生成した市場秩序すなわちカタラクシー エクの答えは明らかに「否」である。 ・は法やルー ル の存在 ハイエクは 社

次のように述べる。

ついては、 競争をより一 ほとんど何の知的努力も向けられてきていない。(40) 層有効にするためには、 どのような仕方でこの立法的な枠組みが修正されるべきかという問題に

バ IJ ~ が 適切に指摘するように、 ハ イ エ 一クは 「市場秩序を完全たらしめるに必要なのは本質的には法秩序である」と(4)

(672)

定ではなく、

内側

からの再構築という、

大いなる挑戦であっ

たのである。

考えてい ているような印象をわれわれに与えるが、 の存在なしには 法の支配」 ハ イエ 論 一クは、 語 イ に読める。 れない。 エ クの 一見すると義務論的自然権論者のように見えるし、 カ それ これから見るハイ タラク は シー ハ イエ 論 クの は ハ ル ・エクの 法理論を法理論として完結したものとして眺めるからであり、 イ 1 エ ル の クの法理 存在なくしては語れないし、 É しい行為の規則」 「論は常にカタラクシー論を補完するものとして位置付けられ の議論は、 その「法の支配」論は一見すると伝 逆に それ自体法理 ハ イ エ 一クの 法理論 論 のみとして完結 カタラ ハ 1 エ 統 ク 的 法

思想の適切な解

釈とは言えな

Liberty)』に代表されるハイ 究 lism)」という使命を負ったハイエクの、 出したか。 ラ の場を移した後は、 貫し続けていた。 九三七年の イ ムなのである。 エ ク それ が カ は タラクシー 「経済学における知識 経 それは 一九六〇年の その主戦場を経済思想から法思想や政治思想へと変えたにせよ、 済社 **|会における分散化された知識の有効利用」だった。** 論を展開する上でのもともとの問題意識は何であっ エク法思想の展開 「知識 の有効利 『自由 (Economics and Knowledge)」発表までに、 自 1由論、 の法』そして一九七〇年代の『法・立法・(3) 用」を実現する自由な社会のそうでない社会に対する優位を説く研 ば 自然権論 法学の世界では必ずしも評判のよくない 法の支配論といった法学の中 た ハ か。 イエクが LSE 経済現象の本質的問題として何を見 言い換えれば、 ハイエクの研究の方向性は 枢へ 自 帰 亩 から の 結 (Law, Legislation and 主義 外 シカゴ大学 ハ からの批判 イ (consequentia エ クが 淫くと なお

3 IE. 行為の規則

市 場

ĸ

おいて、

ひとびとは

「知識

の発見プ

П

セ

ス

としての

「競争」

を行い、

自らの

「目標を実現しようと努力する。

295 (673)

無視することができない。 タラクシーがそのような性質を内在しているとは言え、 市場の自生的秩序化作用を発揮させる法的条件は何か、 単に放っておけばよいというものでなく、法やルールの存在を 法やルールは市場プロセスにどのよ

その

「競争」の集積は、

市場の自生的秩序化作用の下、

分散化された知識の有効利用の実現へと導かれる。

ある。

うにかかわっているのか。

ハイエクによる、

それまで発展・確立してきた伝統的法哲学への知的挑戦の入り口はそこに

(1)「自由」の意味と意義

'強制」とは「ある人の環境または事情が他人によって支配されていて、その結果、より大きい災いを避けるために、 「社会において、 ハイエクの法哲学は常に「自由」(freedom または liberty)との関係で展開される。ハイエクによれば、「自由」とは、(45) 一部の人が他の一部の人によって強制されることができるだけ少ない人間の状態」である。そして

その人が自分自身の首尾一貫した計画に従うのではなく、他人の目的に奉仕するように行動を強いられる」ことを意味

する。

ハイエクはこのタイプの「自由」

べ イエクは 市場の自生的秩序化作用 次のようにも述べており、「自由」が自己の目標追求すなわち自己実現 「大部分の道徳的価値の源泉であり、条件である」と述べ、一見義務論に拠って立つかのように見えるもの(ギ (知識の有効利用) のための必須の条件である、 (満足) という帰結主義的な発想に基づいている のための必須の条件であると同

が守られなければならない最も重要な価値であると考えている。

その根拠につきハ

ことが判る。

(674)

しかし、

カ

カ

の

口

|答は

次のようなものである。

意味するからこそ、 が のできる以上の知識が利用される。 多くの人びとによる努力の ることができるの 洞察することのできる以上のことが達成可能となる。 のである。 (49) 自 一由社会は、 相 互. の調整によって、 もっとも賢明な支配者の頭 そして、 この散在した知識をこのように利用することにより、 個 人が所有する以上 自由 とは、 脳が包含するよりも、 個 一の知識、 人の努力にたいする直接的統制 あるい はるかに多くの は 知的 に統合すること 知識 ある一 の 放 個人

えてい は機能 とい ぼ いうハイエ な色彩を帯びるものになっていると考えるのが妥当であろう。 ならないとハイ たとえ市 くうロ σ る。 しない。 白 ジッ 湯が しかし、 ク 由 知 ク そこで、 2自生的 ĺż の 識論が前提となるのであり、 エ 正 クが考えているのであれば、 法による特定の行為 当化の根拠付け 分散化された知識 一秩序形成作用を有しているとしても、 ハイエクはこのタイプの ú の下での、 価値 の 禁止 その経済思想の背景なしには語れないものである !の正当化としては誰も否定できないものであり、 は これは自己矛盾であるかのようにも見える。 「競争」へ向けた個 国家による 自由」 の保護すなわち 私人が他の私人に対して 「強制」 「自由」 人個 を認めることになる。 が自己実現の可能性を開くための最 人の意思決定の尊重、 「強制」 の禁止が法 「強制」 「強制」 この疑問に対するハイ 仏の第一 だからこそ一 をするのであれ すな が の役割であると考 わち分権 否定され 見 低 限 の 義 尊 の 務 要請 市場 重

は あ 最 る 小 政 限 府 K が おさえら な お この ń 目 あら 的 かじめ 私 人に わかってい による 強制を防 。 る 一 で月 般的な規則を通じてこれを抑制することにより、 的 筆 者挿 入 の ため に 用 い な け n ば な 6 な できる 強

な意志から独立させることによって、強制のもっとも有害な影響をなくすことができる。(5) れない場合でさえ、 場に自身をおくことのないかぎり、けっして強制されることはないということになるのである。 かぎり無害なものにされる。そのために、多くの場合、 強制を限られた予測できる義務だけに限定するか、あるいは少なくとも他人のある恣意的 個人はみずから強制されるであろうとわかっている立 強制が避けら

では、この 論の中核をなす問題である。 「知られた一般的な規則 (known general rules)」とは何か。 これはハイエク 「法の支配

2

亩

の領域」

の画定-

「法の支配」と「契約の自

由

ラー 属性を有する法が である」。ハイエクは法の有すべき属性として、予測性、 り、 ハイエクによれば、 「それは、法がどうあるべきかに関するひとつの教義であり、またこの法律の持つべき一般的属性に関しての教義 (Lon L. Fuller)がその著、『法と道徳(The Morality of Law)』において提示した「法の支配」にいう法の属性と 「知られた一般的ルール」「正しい行為の規則」と呼ばれるのである。このような法 - 「法の支配」は「立法府の権限も含めて、あらゆる政府の権力の限界を設定している」ものであ 非遡及性、 確実性、 一般性、 普遍性等を挙げる。 (の属 このような 性

ここでハイエクの強調点は、 一般的規則の自生的秩序における機能にある。個人はルールによってその内容の遵守を

多くオーバーラップする。それは、一般的な「法の支配」の理解とも言える。

強制されるとしても、 いうことはハイエクによって夙に指摘されている。個人は、 ルールがこのような属性を有する以上、個人の行動範囲を狭める程度は最小限に抑えられる、と ルールにより強制が生じる場合を予測できれば、そこに一

(676) 298

慣習

ル

ル

を 動

桘

に支持しさえすれば

よい。

そ

のためには明

な支持さえ必要ではなく、

社会生活

の中

で自然と身に付

調整プ

п

セスが機能するため

に必要なことは、

伝

た伝統や

慣習

ル 互

1

ル

の遵守であってもよい。

それ

はあたか

Þ 確

巣

から離れてい

る

距

離によって争

を回避する動

個

マ

 σ

行

指針として機能

伝統的 統 済思想をベ 種 的 有効 領 0 な 期 域 待 15 利 が 法 を 用 画 「法の支配 形成 の] [定されるということである。 が か実現される。 ラ支配 スにすることで、 Ų その 論 論に における法の存在形態とは異なった形態を提示することにオ 期待を基礎に自 おける法 自 曲 そのオリジナリティー の領域を画定するという機能を有するハイエ :の存在形態の帰結主義的な利点を指摘することにあると言える 自 らの 曲 行動を決定しうる。 は個人の ・が確認できる。 「競争」 すなわち、 を可能にし、 言い換えれば、 それは強制がないという意味での 市場 クの ゚゙リジ の自生的秩序化 「法の支配」 ナリ イ エ ŕ 一クの ィ 1 論 法の支配」 が あるの は 作用を 通じ ではなく 1 論 エ ク て 自 の 知 伝 経

動を通 た K 経済活動 して法が 自由 側 ル よって市 1 の か らの ような調 じて自 ル の 下 を行 を有しているのかを規定するルール ばらばら 場 般 暫定的 のに提 でも 的規則の属性を備えていることである。 6 おうとしてい の目 整 示され 成 ブ な解答を提示しておこう。 D な個 「標を実現していく。 立する。 セス た製品やサービスの 々 人の は るのかを具体的に知る必要はない。 人間社会は歴 自標 国家によって「強制」 個々人の行為を交通整理する。 (56) はどのようにして平 そこで必要な条件は私人による 史的 価 の内容のみであって、 ばらばらな目標を持った個々人は 格や質といっ に集団 される法の下のみならず、 人々は他の人々がどのような目標を持ち、 一の中でさまざまな伝統や慣習を生 和裡に達成されるか、 た関連 人々にとって知る必要があるの あとは 知識 を理解しさえすれば 「強制 市場に参加し自らの という冒頭に掲げた問題 人々が自発的 知識 が 法によって禁止されていること、 の発見プロ み出 よい してきた。 に従う伝統や慣習と 知識を提示 は 他の人々がどのような セス」としての競争活 の である。 自身がどの に対 伝 統や でする 他 慣 統や 習 イ そ エ

(3)「正しい行為の規則」 の条件 帰結主義者としての ハイ エ ク

な。 支 る。 59 配 ある。 イエク法思想研究において、 実際、 の属 ハイ 性の ・エクは イ みに認め、 ェ クが積極的 般的規則における法の属性に大きな関心を寄せた。 それ以外のルールのあり方の要因を示していない、といった指摘がしばしばなされることに に明示したルー 最も強調されるのが法の属性にかかわるハイエクの主張、 ル の内容は次のようなものに限定されており、 それ故に、 ハイエクは すなわち「法の支配」 確かにこれでは具体性に ルールのあり方を 「法の 論で

乏しい。

りあげたものと思われるものに等しいのである。(60) 基本的自然法」と呼んだもの、 いくぶんでも進歩したすべての法的秩序の主要な特質は、 つまり「所有の安定、 同意による移転および約束の履行」を単に丹精してつく デヴ **イ** ッ ۴, ヒューム (David Hume) が「三つの

'n 解決にはならない。 の自身の目標追及へ向けた自発的な経済活動を可能にし、契約当事者相互のベター・オフを実現する。 ク これらのルールは、 ́О 国家はこれに干渉しないという原則を実現するための最低限の条件に過ぎない。「契約の自由」 競 争 論 自 亩 そこで、 論と整合的なものである。 いわゆる「契約の自由」 ハイエクの関心事は「競争をより一層有効にするためには、 原則、 しかし、 すなわち契約当事者の自由意思によって個人の契約関係が決定さ ハイエクにとっては、「契約の自由」 どのような仕方で……立法的 原則は、 原 それ自 この原則 削は、 体間 ひとびと は 題の

エ

意図

ľζ

貢

(献するであろう」、

そのような一

般的ルー

ルに、 ĺ١

段的ではなく、

究極的知

[価値·

を見出すのである。

正

の

な存続に、

なら行動

ル

1

ル

・を変更したり開発したりする際の狙

は 手

任意に選ばれたどんな人の機会をもできる限り改善する

組 みが 修 正されるべ き か⁶² 、向けられることとなる。 (®) では、 ハ イ エ クの考える正 義に適うル ルル σ 内実とはどのよう

から 12 を求めてい であることが なもの は 【不明である」 遡って イ イ エ エ ク 正 ク ない。 ル k - 経験によって明らかになった規則に従わなければならな」い。 (&) 1 義論においてはこのことが ょ ル ħ と述べている。 の ば ハイエクはこの文章に続けて「特定の場合において、 望ましさを考えている。 っわ n わ ħ のもつ知識 ハイエク考えるルールの望ましさはあくまでも抽象的な秩序に向けら 「個人の目標追及」という観点から言い換えられている。 こ れ をもっともよく利用 は帰結主義的な発想である。 するために この規則に従う結果がどうなる ハ は L イ わ か エ ĩ クはル n わ n ハ ルル イ は エ ク が 全体としてもっ は 作 'n ル 市場 幺 1 かは、 ń ル す望まし は個: てい に特 |人が る。 6 わ 定 成 われ 状 有 競 熊

段としてでは からである。 して機能する。 しさを評価する視点は 抽 に対して用いられるべきではな 象的秩序 を通じて目 価 値 「社会」という言葉は、 の なく究極 恒久的 源泉は、 標を追求する場である。 イエクによれば、 的 「個人の目標追及がどの程度可能になるか」ということである。 個 価 一々人が自らの目標追及をするため 値 を見出すが、ここでいら「手段」とは特定の成果を達成するため つまり個々人が……未知な狙いを追い求める際の助けになり続けるであろう永久的な い。 「正義」という言葉は、 個々人の目的とは離れた全体の目的を前提として、 そこで形成される自生的秩序、 「価値は人間活動のさまざまな目的が発生するのに応じて変化し続けて」(6) 本来、 の 調整機構として形成されたル この一般的ルールに対して用いられるべきで、 すなわちカタラクシー ハイエ 個々人はこの目的 1 ク ル は は K の手段を 水め 般的 般 的 6 ル ル 1 意] に従属させ ル その を前 ル 望ま 提と 社 手 る

ことに置 **|かれるべきであ|** (99) ŋ, それは 「あらゆる時点でそうであるというのではなく、 長期的に見て「全体として」そ

うであればよい」。 (70)

ている。 なのである。」とのハイエクの指摘は、 的 にある。それは特定の個人の目標の実現に資するものではなく、 所有システムは自由の最も重要な保障である。 イエクにおいては、 財産権保障の正当化根拠を義務論ではなく、 正義に適うルールの評価基準は、 財産権保障の正当化が帰結主義的法思想によってなされていることをあらわし それは所有する者に対してのみならず、 帰結主義に見出すハイエク法思想は、 長期的・全体的に個々人の目標追及の機会を改善するか否か あらゆる個人の目標の実現に資するものである。「私 所有しない者に対してもそう 会社法、 知的財産法といっ

た現代的な法分野における財産権保障の問題に対しても判断基準を提供している。

持の問 剣に検討しなければならない。 的特許の授与が科学的研究投資に付随する危険の負担に対する真に最適で有効な報酬であるか否か、 れるであろうということは私には疑問の余地がないように見える。ことに工業の特許の分野においては、 いること、そしてもし競争が作用するようにされるべきであるならば、この分野で思い切った改革が必要とさ 達してきた財産の概念をそのまま機械的に適用することは、 ような権利と特権にまで財産の概念を拡張することである。これらの分野に対して物質的な物を対象として発 財産 [題が一 の概念がつい最近になって拡張して適用されるようになった別の分野において、 層深刻な形で提起されている。ここで私が考えているのは、 独占の伸展を助けるのに非常に大きな力を貸して 発明のための特許、 独占の防止と競争の維 著作権 我々は真 商標

(680)

テ

シス

ハイエクは次のようにいう。

張されるという効果をもったのである。 その結果、会社を擬人、あるいは法人として認めることは、 達した規則 ものと似た状態があるように思われる。そこでは財産についての法に関してと同様に、 私には、 があらゆる種類の新しい権利にまで、 歴史的にみると会社法の分野においても、 それを弁護する正当な議論が存在するものと思われる。(マス) 個 々の企業が無限に成長することを抑止するように会社法を設計する 無批判的に、 私がすでにふれた財産についての法の分野に 自然人のもつすべての権利が自動的に会社にも拡 また適切な修正を加えることなく拡張され 通常の動産について発 おける

4 ルールの発生と安定

ことに関しては、

イエク法思想においては、

般的

なル 1

ル

の

価値はカタラクシー機能化という帰結主義的

な点から評

価されるが、

き た 一 的規則 般的規則 般的規則たる慣習や伝統をハイエクは「ノモス(nomos)」と呼び、 は人間社会の中で自生的に生成・発展してきた慣習や伝統としてのルールである(この自生的に生成 (thesis)」と区別する)。 の意識的な創設、 改定については、 ハイエクは否定的であり、 ハイエクの主として念頭に置かれている一般 権力によって制定された組織 の諸規則たる

どんな個人にとっても、 ることは成功しそうにもない。 漸進的 に進化してきた規則よりも、 その目的によって一 層有効な規則 を合理的 に

ハ イ エ カ が 重視するの は ル 1 ル の 「自生的進 化 の プ 口 セ ス (spontaneous evolutionary process)」である。 簡単 に言え

ばそれは次のようなものである。 (元)

ることになる。 性に優れた集団は繁栄し、 それは調整の効率性という結果であり、 るという保障はどこにもない)。 期間安定すれば伝統や慣習としてルールとしてのある種の普遍性を獲得する(この段階では、これらルールが適正であ ある集団の中で、 説明できているからではなく、 現場の人々が自らの便宜を図るために採用した計画性の乏しいアイデアかもしれない。 より普遍的な伝統や慣習が確立することになる。 この集団としての試行錯誤のプロ ひとびとが活動し交流する過程で何らかの行動指針が生まれる。 そうでない集団にその伝統や慣習は伝播され模倣され、 セスを経て歴史的に選択されたという事実に基づくものである、ということだ。 伝統や慣習といったルールの下で形成される自生的秩序は何らかの結果をもたらす。 人々がルールによって規律されているという事実とそのようなルールが集団の繁栄 調整の効率性が優れた集団とそうでない集団が現れることになる。 セスを経て、生き残る集団とそうでない集団が現れる。 ある集団が成功するのは、 その集団の構成員がル 集団としての試行錯誤が繰り返され これは偶然の産物かもし いずれ にしてもそれ 結果、 ールをよく観 調整の効率 より安 れな 一定

としては妥当であっても、これから将来へ向けての法の在り方を議論するうえでは無責任すぎるという批判は避けられ 的 あるということを保証するものではなく、 として現存するルールがカタラクシー機能化の観点から望ましいルールである、 分である。 実証的裏付けに欠けるからである。 (80) というのは、 ルール の自生的進化のプロセスが一 また、 ともすれば現状肯定的になりやすいハイエクのルール 群淘汰の議論を持ち出すことは、 般的な傾向として成り立つものであるとしても、 歴史的な法の生成と発展に対する説明 または望ましいルールへ向 進化論は 十分な論 から途中に 現実問 理

と衰退に基づく淘汰のプロ

この群選択(group selection)

によるルールの進化論は、

ハイエク法思想の中で最も脆弱で攻撃にさらされている部

ない。

まり、 のル むしろ、 ろ うな証左はどこにもない)。 |両者はカタラクシー機能化の条件整備において補完的な関係にあると言える。 とは言え、 ールル 適正さを欠くルールに到達し安定する(または停滞する)可能性を否定すると考えているわけではない 進 ハイエクは、 近化論は、 ハイエクは現存するルールが今後進化の過程を経て望ましいルールに行き着くことを保証してはい ルールが文化的淘汰、 一般的ルール ハイエクのルール進化論は、 の意識的な改善の必要性と許容性については早い段階から認識していた。 (81) 集団淘汰の過程を経て、 般的 ルールの意識的な改善を排除するものではなく、 適正さを獲得するパタンを指摘するものであるに止 両者を「非整合的 (incompatible) 」 ∠ ハイ (そのよ な エク

1 エ い L クはこの問題に答えることなくその生涯を閉じている。(82) ·かし、これによって新たな問題が生じることになる。それは、 抽象的秩序を導く一般的 ルールを意識的に考案するためにはどうのようにすればよいのか、 慣習や伝統として自生的に生成しては ということである。 ない ・が望ま

決め

付けるのは正しい

ハイエク解釈とはいえない。

注

 $\widehat{24}$ 25 よいものとして、森村進編著『リバタリアリズム読本』(二○○五)がある。 (Murray N. Rothbard) 経済学の知見から法や制度にかかわる規範評価や機能説明を行おうとするいわゆる「法と経済学」はその例外かもしれな リバタリアンないしリバタリアリズム(libertarianism)という言葉の射程は、 Murray N. Rothbard, Man, Economy and States(1963) 参照。 流の無政府主義的資本主義(Anarco-Capitalism)を念頭に置いている。 なお、 邦語で読めるリバタリアリズムの解説書として評 人それぞれで異なる。ここではロ ロスバードの代表的文献とし スバード

行なっている以上、

いが、これは「法の経済分析」であって、「法学」とは言い難い。

ナンセンスなものかもしれない。

ただ、このような指摘は「法学」「経済学」を未定義なまま 305 (683)

- (26) とは言え、本稿注16-18参照
- (27) LLL (1) 一四七頁。
- (2) Caldwell, supra note 3.
- E. g. Allin Cottrell, Lucas and Austrian (Review Essay on Rudy van Zijp, Austrian and New Classical Business Cycle Theories), 20
- sertation submitted to Pittsburg University (2004) (http://etd.library.pitt.edu/ETD/available/etd-11282004-151807/unrestricted. 誌九五卷四号一三五頁 (二〇〇三); Erik Angner, An Attempt to Understand the Nature and Origin of Hayek's Transformation, Dis クの「転換」プロセスについての一考察――モルゲンシュテルン論文「完全予見と経済均衡」との関係から――」三田学会雑 Hist. Econ. Rev.190(1993); Nicholai Foss, "More on Hayek's Transformation," 27 Hist. Pol. Econ. 345(1995); 秋山美佐子「ハィェ

AngnerDissertation2004.pdf)

- ものとして、江頭進=塘茂樹「ハイエクに対するシュパンの影響―学位論文とその後」経済学史学会年報四五号二六頁以下 もなお明らかにされていない点が多い。ハイエク思想の源流を探る意味でも、法学、政治学の両博士号をウィーン大学で取得 Austrian Institute for Business Cycle Research)に勤める以前(一九二七年以前)の研究がいかなるものであったのかは、 の自由論』(一九八五)一四及び一六頁)参照)。ハイエクがミーゼス(Ludwig von Mises)に誘われて景気循環研究所(the 九五二年に出版された『感覚秩序』(SO)は、ハイエクのウィーン大学時代の研究成果を四半世紀後に公表したものである (この点につき John Gray, Hayek on Liberty [3 rd ed.](1998)(邦訳:ジョン・グレイ(照屋佳男・古賀勝次郎訳)『ハイエク (一九二一年、一九二三年)するまでのハイエクの研究の軌跡は是非とも解明したいところである。 ウィーン大学時代(一九二○年代前後)に既にハイエクが自生的秩序論の問題意識を有していた可能性はある。なお、一 なお、この点に関連する
- (31) IEO 一五七頁。

(二〇〇四) 参照

- (32) 任意の辞書、例えば Oxford English Dictionary 等参照
- (33) IEO 一〇八頁。
- (34) IEO 一四四頁。
- ハイ エクに拠れば、 経済学でいう「完全競争(perfect competition)」(「市場に参加する経済主体が多数存在する」「取引さ

ことになる(See IEO)。競争概念の多義性については、例えば、以下の文献参照。See e.g. PJ. McNulty, Economic Theory and the Meaning of Competition, 82 Q.J. Econ. 639 (1968); J. Vickers, The Concept of Competition, 47 Oxford Econ. Paper 1 (1995) した場合に市場が置かれる状況を指すものである)は、 れている財が同質である」「価格等の情報がすべて知れ渡っている」「市場への参入・退出が自由である」といった条件を充た ハイエクのいう意味での「競争」がすべて終わった状況を意味しており、 発見の対象となる市場の諸条件を最初から所与のものとして扱ってお この点「競争」の本質を見失わせるものという

- 36 以上、ハイエク競争概念にかかわる解説、分析等について、例えば、 楠・前掲(注23)八〇頁以下参照
- (37) 以下、IEO 一一七~一一九頁、LLL (2) 一五○頁以下等参照。
- (%) See NS, at 90–92.
- ハイエクにとって重要なのは、 ならば、 入が強制力の担保になっていない社会規範も「ルール」(言い換えれば、「法の支配」にいう「法」)に含める。 .置付けられなくもない(ハイエクのルール論だけからは急進的なリバタリアンとの区別は実は付かないのかもしれない)。 ここで「ルール」という言葉の射程は実は重要である。後述するように、 急進的なリバタリアンであっても、市場機能を有効たらしめるのは「ルール」である、ということにもなりそうだ。 ルールの執行主体ではない。この点を強調すると、 ハイエクは慣習や伝統のような、 ハイエクは急進的なリバタリアンであると そうだとする 国家による介
- (40) IEO 一五八頁。
- Barry, supra note 16, at 84.

 $\widehat{41}$

- $\widehat{42}$ Friedrich August von Hayek, Economics and Knowledge, 4 Economica 33 (1937) (reprinted in IEO)
- 43 CL
- (4) LLL (1)-(3)
- 45 示的な区別をしていない。 ハイエクは複数形の liberties と抽象的な言葉としての liberty を区分する(CL(1)三三頁) が、 freedom と liberty の間
- (46) CL(1) 二一頁
- (47) CL (1) 三五頁。

- 49 CL (1) 五〇頁。
- 50 CL (1) 三六頁。
- $\widehat{51}$ CL (2) 一三六頁。
- 52 CL (2) 一〇六頁以下。
- $\widehat{54}$ 53 See Lon L. Fuller, The Morality of Law (1964) (邦訳: L. L. フラー CL (1) 三六頁以下、CL (2) 一六頁以下、二四頁以下、一○七頁以下、一三五頁以下等

(稲垣良典訳)『法と道徳』(一九六八)).

56 LLL(2) 一七頁以下参照。 55

CL(1) 三五頁以下参照。

- 57 このような観点から、ハイエクは「法の支配」にいう法の射程を実定法に限定せず、 この点でも、ハイエク「法の支配」論とオーソドックスなそれとの相違を指摘することができる。 伝統や慣習も含むものと考えてい
- 58 CL (2) 二四~二六頁。

59

60 CL (2) 三八頁。

See e.g. C. Kukathas, Hayek and Modern Liberalism 114, 164 (1994)

 $\widehat{61}$ それ自体否定する者はいないだろう。

 $\widehat{62}$

IEO 一五八頁。

- 63 上の解決にではなく、 ハイエクはこの時点で立法による解決への関心を少なからず有していた。 ルールの自生的進化へと関心のウェイトを強めていった。設計主義批判の姿勢が影響したのであろう。 しかし、 後の研究活動においてハイエクは立法
- $\widehat{64}$ CL (1) 四九頁

65

CL (1) 四九頁

- $\widehat{66}$ - て次の文献がある。Roy E. Cordato, Welfare Economics and Externalities in an Open Ended Universe: A Modern Austrian 知識の有効利用という意味での「調整の効率性」という観点からオーストリア学派的厚生分析の枠組みを構築したものと
- 67 SPPE, at 38

Perspective (1992).

81

- 68 LLL (2) 二八頁。
- $\widehat{70}$ 69 LLL (2) 一六〇頁。 LLL (2) 一八〇頁。
- $\widehat{72}$ $\widehat{71}$ RS, at 108.
- IEO一五五頁。
- LLL (1) 第五章、第六章。 IEO 一五八~一五九頁。
- この安定的で普遍的な伝統や慣習は裁判官により発見され判例法として確立するなり、立法化され制定法として確立する LLL (1) 第二章、LLL (2) CL(1) 九八~九九頁。 第一〇章等参照

75 $\widehat{74}$ $\widehat{73}$

77 76

LLL(1) 一七頁参照。

79 78

ここでハイエクの用いる「進化」の定義は必ずしも厳密ではない。この点には注意が必要である。

なりして、われわれが通常、法として理解する形態を獲得する(ハイエクは前者を強調する)。

- 179, 179–199 (1994). E.g. V. Vanberg, Hayek's Legacy and the Future of Liberal Thought: Rational Liberalism Versus Evolutionary Agnosticism, 14 Cato J.
- IEO 第六章等参照
- 当に、このことが、 ハイエク思想を受け継ぐ者の課題となるのである。